

[事案 2022-12] 新契約無効請求

・令和4年11月18日 裁定打切り

<事案の概要>

自分に無断で契約したなりすまし契約であることを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成22年1月に契約した定期保険は、元配偶者が自分に無断で契約したなりすまし契約であることから、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

契約当初から申立人名義の銀行口座から保険料が引き落とされ、本契約の確認書面も毎年申立人に送付されているが、申立人は11年以上、何ら異議を述べておらず、本契約を認容していたといえることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本件の経緯等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、なりすまし契約であるか否かを判断するためには、なりすまし契約の主体であるとされる申立人の元配偶者から事情を聴取することが不可欠であるところ、当審査会は第三者から事情聴取する手続を有しておらず、当審査会の手続において、元配偶者によるなりすまし契約がなされたか否かを判断することは困難であることから、裁定手続を打ち切ることとした。